

ジュニアNISA口座の運用管理者のお客さまへ

重要

ジュニアNISA (未成年者少額投資非課税制度)の 終了に伴うお手続きのご案内

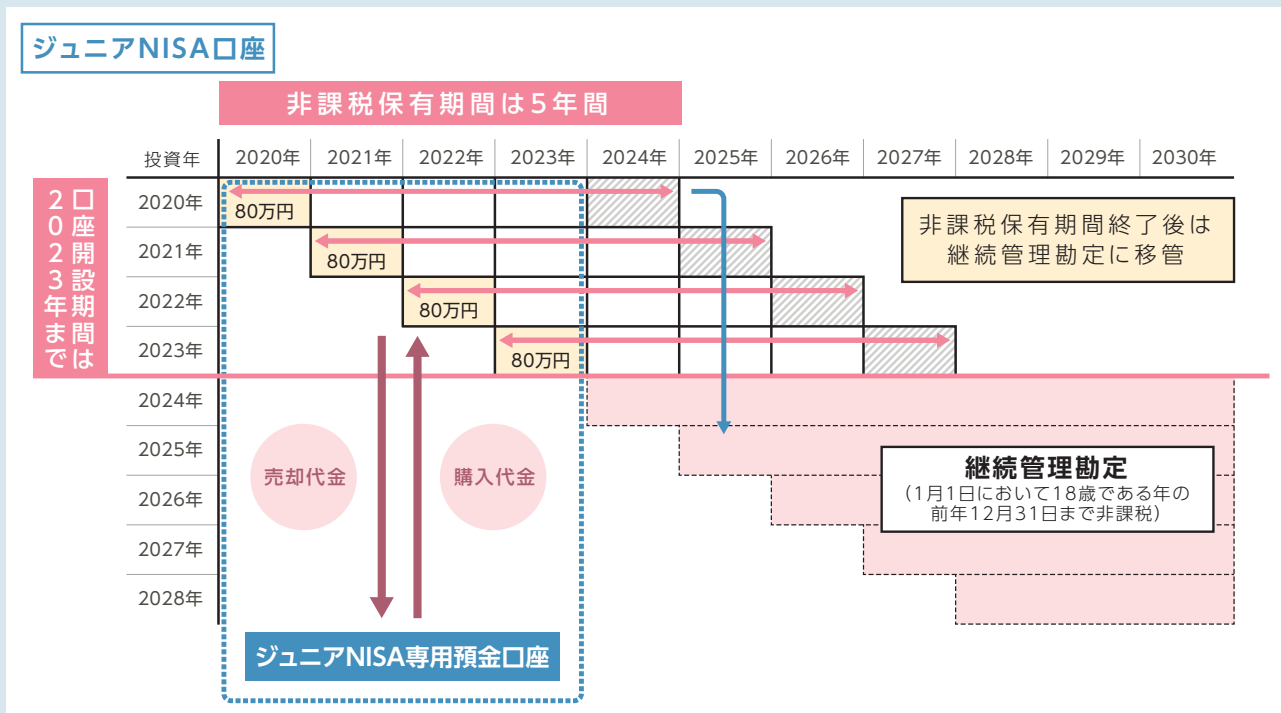
ジュニアNISAの終了について

- ジュニアNISA制度は2023年12月31日をもって終了となります。そのため、ジュニアNISAを利用して新規に投資ができるのは2023年12月31日までとなります。(受渡日が本年内(2023年12月29日(金)まで)となる購入のご注文までとなります。受渡日が翌年になるお取引の場合は、課税口座(特定・一般)を利用した取引となります。)
- 2023年12月31日時点でジュニアNISA口座及び継続管理勘定(※1)で保有している商品については、引き続き、ジュニアNISA口座開設者(※2)が1月1日において18歳である年の前年の12月31日まで非課税枠の恩恵を受けることができます。
- なお、2024年1月1日以降は、ジュニアNISA口座、ジュニアNISA専用預金口座及び継続管理勘定から、ジュニアNISA口座開設者が18歳に達していない年であっても、課税されずに払出すことができます。ただし、払出しを行う場合は、これらの口座で保有している商品は全て払出す必要があり、払出し後、これらの口座は廃止されます。

※1 継続管理勘定とは18歳まで非課税保有を継続していただくための移管専用の枠です。

※2 ジュニアNISA口座開設者とはジュニアNISA口座の名義人のことを言います。

【ジュニアNISA制度のイメージ】



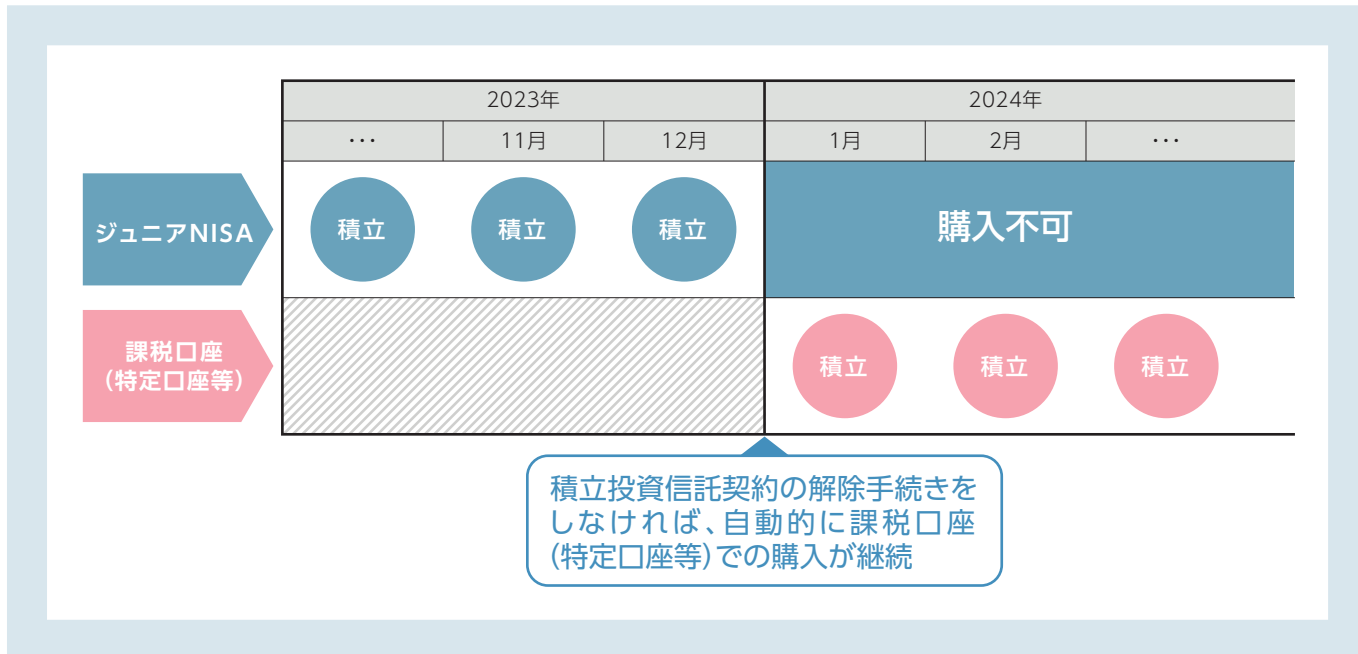
注意

ジュニアNISAで積立投資をご利用されている方は
必ず裏面もご確認ください。

■ジュニアNISAを利用して積立投資信託を契約している場合のご注意事項

- 2024年以降はジュニアNISAを利用して投資信託を購入することはできなくなりますので、**積立投資信託契約は継続され、課税口座(特定・一般)での購入になります。**
- 課税口座(特定・一般)での購入を希望されない場合は、積立投資信託契約の解除手続きが必要になりますので、お近くの窓口までご相談ください。**
なお、インターネットバンキングで投資信託の取引をされている場合は、インターネットでのお手続きも可能です。

【積立投資信託の運用イメージ】



ジュニアNISA制度終了に関する Q & A

Q1

ジュニアNISA口座で保有している商品の全てを、継続管理勘定へ移管することができますか？

A1

できます。非課税保有期間が終了するタイミングでは、移管時の時価に関わらず、全ての投資信託を継続管理勘定に移管することが可能です。

Q2

18歳になった後に、継続管理勘定で保有している投資信託を、成人NISAに移管することはできますか？

A2

できません。ジュニアNISA口座を開設している方が18歳である1月1日を迎えた場合、成人NISAが自動的に開設される予定ですが、成人NISA口座に継続管理勘定で保有している投資信託を移管することはできません。

Q3

課税口座(特定・一般)で購入になった投資信託の取引を取消することはできますか？

A3

できません。課税口座(特定・一般)での購入を希望されない場合は、積立投資信託契約の解除手続きが必要になります。

投資信託に関するご留意点

■ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。■投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。■NISA口座・つみたてNISAに関する留意点は、NISA GUIDE BOOK をご覧ください。

[商号等]株式会社 熊本銀行(登録金融機関) [登録番号]九州財務局長(登金)第6号 [加入協会]日本証券業協会

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますので、お取扱いしておりません。

詳しくは投資信託のお取引店または熊本銀行NISA専用ダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

■熊本銀行NISA専用ダイヤル

0120-138-908

携帯からもOK!

[受付時間] 平日9:00~20:00
但し、銀行休業日は除きます。

熊本銀行ホームページ

熊本銀行

検索

登録有 登録無 LB/A H L

2023年8月31日現在